

# 「NO!監視」ニュース

第二号

## 監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦  
福島 至・村井敏邦

連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805  
Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657

## グーグル社に、人権侵害の 「ストリートビュー」事業の中止を要請

2008年12月19日

昨年8月5日から開始されたグーグル社の「ストリートビュー」は、通行している市民や車両、個人宅が密集する住宅地などを無断で撮影して、本人の同意なくこれをインターネット上に公開するものであり、市民のプライバシーの権利を著しく侵害する人権侵害の事業です。この事業をただちに中止することを求めて、田島泰彦さん（上智大学教授）、伊藤成彦さん（中央大学名誉教授）、石村善治さん（福岡大学名誉教授）、上原公子さん（前国立市長）、小田中聰樹さん（東北大学名誉教授）、北野弘久さん（日本大学名誉教授）、齋藤貴男さん（ジャーナリスト）、齋藤裕さん（弁護士）、清水雅彦さん（札幌学院大学教授）、瀬下美和さん（ジャーナリスト）、浜島望さん（一矢の会世話人）、水永誠二さん（弁護士）、武藤糾明さん（弁護士）が呼びかけ、1

42名の方と労働組合2団体が賛同して実現されました。【要請書と賛同一覧は2頁と3頁に掲載】  
要請書では、「公共空間を通行する市民を、本人の承諾なしに撮影し録画することは、プライバシーの権利を侵害するものであり、憲法13条に違反」することは明らかであり、たとえ「公道から撮影したもの」であつても、それが「住所や地図の情報等と関連づけられるとすれば、同意なく個人の居宅を撮影され画像を公表されることは、プライバシーの権利の侵害となる」として、「ストリートビュー」事業が憲法に違反することを指摘しています。そして、要請書では、「『ストリートビュー』サービスは、インターネットを通すことにより、一般のカメラや監視カメラなどによる撮影以上に、プライバシー情報容易に、かつ広範、大量、永久的に流布され、深刻な権利侵害をもたらす」として、「ストリートビュー」事業をただちに中止することを強く求めています。（4頁へ）

2008年12月19日

## 要 請 書

グーグル株式会社 御中

貴社がインターネット上で提供している「ストリートビュー」サービスは、地域社会や市民の同意もなしに、生活道路をふくむ住宅地などをくまなく撮影、公表するという市民のプライバシーの権利を乱暴に侵害するものです。

公共空間を通行する市民を、本人の承諾なしに撮影し録画することは、プライバシーの権利を侵害するものであり、憲法13条に違反します。この点は、日本の最高裁でも認められているところです（1969年12月24日の京都府学連事件・最高裁判決。他に2005年9月27日の東京地裁判決など）。また、公道から撮影したものであろうと、少なくとも、住所や地図の情報等と関連づけられるとすれば、同意なく個人の居宅を撮影され画像を公表されることは、プライバシーの権利の侵害となります。この趣旨は、2003年9月12日の早稲田大学名簿提供事件の最高裁判決に照らしても明らかです。今回の「ストリートビュー」サービスは、インターネットを通すことにより、一般のカメラや監視カメラなどによる撮影以上に、プライバシー情報を容易に、かつ広範、大量、永久的に流布され、深刻な権利侵害をもたらします。

したがって、貴社の「ストリートビュー」サービスの提供をただちに中止することを、ここに強く求めるものです。具体的には、現在インターネットに提供している「ストリートビュー」の画像をすべて削除し、画像記録を消去すること、いま進めている12都市以外の地域での「ストリートビュー」のための作業を中止し、画像記録をすべて消去すること、を求めます。

石村善治（福岡大学名誉教授）伊藤成彦（中央大学名誉教授）  
上原公子（前国立市長）小田中聰樹（東北大学名誉教授）  
北野弘久（日本大学名誉教授）斎藤貴男（ジャーナリスト）齋藤 裕（弁護士）  
清水雅彦（札幌学院大学教授）瀬下美和（ジャーナリスト）  
田島泰彦（上智大学教授）浜島 望（一矢の会世話人）水永誠二（弁護士）  
武藤糾明（弁護士）

【賛同】 相磯まつ江（弁護士）青野 渉（弁護士）秋山八千代（生花講師）浅見輝男（茨城大学名誉教授）阿部 潔（弁護士）荒川 亘（八王子平和遺族会会員）飯田泰雄（鹿児島大学名誉教授）五十嵐二葉（弁護士）生田暉雄（弁護士）池内広光（西福岡民主商工会）石川智太郎（弁護士）石黒紀子（高校非常勤講師）石坂 啓（漫画家）石塚さとし（月刊「マスコミ市民」編集長）井上公子（新婦人早良支部常任委員）猪原マサ子 入口品恵 入口良文（部落解放同盟佐賀市連絡協議会・議長）岩場達夫（司法書士）岩畑政行 岩淵正明（弁護士）植木こうじ（都議会議員）浦田一郎（明治大学法科大学院教授）遠藤富寿（キリスト教会牧師）及川道比古（編集者）大江洋一（弁護士）大島和代 大島藤太（部落解放同盟佐賀県連統制委員長）太田真美（弁護士）大西由紀子（都議会議員[生活者ネットワーク]）大森 実（明峰コミュニティ安全部部長、川西防犯協会支部長）大脇雅子（弁護士）岡田 尚（弁護士）岡田行雄（熊本大学法学部准教授）岡部雅子（「憲法」を愛する女性ネット世話人）小澤 誠（住基ネット訴訟福島原告団）小野順子（弁護士）小野田忠茂（胴元[芸人三昧]）金子 勝（立正大学教授）神山美智子（弁護士）亀田成春（弁護士）岸 恵子 北上哲仁（川西市議会議員）北口 学（人権ジャーナリストの会事務局長）北島良人 銀林 浩（明治大学名誉教授）倉光道子 栗木薫子 小関傳六（弁護士）小塚陽子（弁護士）後藤幸子（会社員）小林 武（愛知大学教授）小林登美夫 小牧純爾（金沢大学名誉教授）小松 浩（神戸学院大学教授）薦田伸夫（弁護士）小森田秋夫（大学教員）近藤広明（弁護士）斉藤小百合（恵泉女学園大学教授）佐高 信（『週刊金曜日』発行人）佐藤昭夫（早稲田大学名誉教授）佐藤哲之（弁護士）佐藤典子（弁護士）澤田陽子 澤藤統一郎（弁護士）篠塚芳教（電算労務局長）柴田高好（東京経済大学名誉教授）島 美幸 島 義隆 陣内泰子（八王子市議）菅野 博（住基ネットいらん東播磨の会事務局長[兵庫訴訟原告]）杉浦一孝（名古屋大学大学院法学研究科・教授）杉浦ひとみ（弁護士）杉浦幸子（主婦）鈴木隆史（徳島大学名誉教授）鈴木博康（九州国際大学・准教授・刑事法）鈴木康斗（住基ネット訴訟福島原告団）芹沢昇雄 芹沢 斉（青山学院大学教授）高井京子（ヘルパー）高田昌明（司法書士）高橋俊夫（清和大学名誉教授、文学博士[国文学]）田北康成 田口富久治（名古屋大学名誉教授）武田博孝（弁護士）武本夕香子（弁護士）只野雅人（一橋大学教授）田中良好（あしたをひらく女性の会代表）千葉恵子（弁護士）千葉俊一（カトリック司祭）寺崎昭義（弁護士）東京自治労連[中央執行委員長 荻原 淳]富田英明（十勝平和を考える市民の会）富山裕美（会社員）鳥毛美範（弁護士）長島 亘（弁護士）中田作成（元大学教員）永見寿実（弁護士）中村正紀（弁護士）中山幸二（明治大学教授）永山茂樹（東海大学法科大学院教員）西岡弘之（弁護士）西尾 漢（原子力資料情報室共同代表）西澤圭助（弁護士）西山智彦 新田真澄（プライバシーアクション・札幌代表）布目貴大（司法書士）野添憲治（作家）花松五穂 花輪不二男（世田谷地区労顧問）林 千春（弁護士）原田みき子（教師）平野美和子 平松 毅（姫路獨協大学法科大学院特別教授）廣島 正（熊本出版文化会館代表取締役）藤岡直登（浄土真宗僧侶）藤代政夫（鎌ヶ谷市議会議員）藤田容子（低周波騒音研究会代表）文京区職員労働組合 細野豪志（衆議院議員）堀 敏明（弁護士）本庄紀子 前 正彦（司法書士）町田正男（弁護士）松崎甲平 三浦一兆 三浦禮子 三島 聡（大阪市立大学法学部教員）三ッ橋トキ子 宮坂満貴子（兵庫県川西市議会議員）向井陽子 村井敏邦（龍谷大学教授）村上和光（金沢大学教員）村田 歩（十勝平和を考える市民の会共同代表）毛利子来（小児科医）毛利正道（弁護士）森越清彦（弁護士）森田 明（弁護士）山崎四朗（住基ネット訴訟福島原告団）山崎吉男（弁護士）山田 真（小児科医）山内健人（団体役員）吉澤宏治（弁護士）若尾喜美絵（八王子市議会議員）和田 進（神戸大学教授）和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）渡辺千古（弁護士）

（敬称略 賛同 145名・2団体 2009年1月12日現在）

## 中止を求める声が次々に上がる

グーグル社に「ストリートビュー」事業の中止要請書が提出されたのは、日本においては今回のとりくみがおはじめてであり、海外の報道機関も大きく報道しました（ロイター通信、AFP通信、デイリーテレグラフ（イギリス）、シドニーモーニングヘラルド（オーストラリア）、アメリカGeWeekやZDNetなど）。

グーグル社は世界各地で「ストリートビュー」事業を提供していますが、アメリカではプライバシーが侵害されたとして訴訟が起こされ、カナダではプライバシー保護法に抵触するおそれがあるとしていまだ導入されておらず、フランスでは大通りや観光地など限定された地域の画像だけが公開されています。スイスとドイツでは「ストリートビュー」事業は許可されないという報道もあります。

「ストリートビュー」の中止を求めて、福岡県弁護士会会長の「声明」（12月1日）と新潟県弁護士会会長の「声

明」（12月24日）が発表されています。さらに、多くの自治体の議会で「意見書」が採択されています。いま、「ストリートビュー」事業の中止を求める声が続々とあがっているのです。

\* 議会で意見書を採択した自治体

（2008年12月末現在）  
東京都町田市、大阪府茨木市、大阪府高槻市、奈良県生駒市、奈良県三郷町、奈良県平群町、北海道札幌市、東京都狛江市、神奈川県相模原市

## 人権侵害をつづけるグーグル社

周辺の環境とともに、市民の容ぼう・姿態や居宅の外貌を克明に撮影し公表することによつて、たとえボカシがかかっていたとしてもその個人や居宅は特定されます。そして、抗議によつて「ストリートビュー」から画像が削除されたとしても、いったんインターネットに流された画像は、インターネット上の別のサイトに集められ転載さ

れ、さらにサイトからサイトへ転載されて、半永久的に残ります。デジタル録画の画像はいくら時間が経つても劣化しません。現にいま、「まとめ画像集」などで、「ストリートビュー」の画面から選んだ特定の個人や居宅などの写真画像がインターネットに流され、人権を侵害する事態が続発しているのです。

## 憲法違反の「ストリートビュー」

公共空間を通行する市民を本人の承諾なしに写真撮影することは、「肖像権」の侵害であり、憲法13条に違反します。この点は、京都府学連事件・最高裁判決（1996年12月24日）<sup>1</sup>や東京地裁判決（2005年9月27日）<sup>2</sup>に照らして明らかです。さらに、本人の承諾なしに、その居宅を勝手に撮影し公表することは、早稲田大学名簿提供事件・最高裁判決（2003年9月12日）<sup>3</sup>に照らしてもプライバシーの侵害となることは明らかです。にもかかわらず、グーグ



## 監視社会化の進行を止めよう

「ストリートビュー」に公表された個人情報や他の情報と結びつけられインターネット上に流通させられることよって市民のプライバシーは丸裸にされ、インターネット上に流された情報は半永久的に流通しつづけることもかさなつて、新たな人権侵害が日々ひきおこされています。

いまたのような計画がすすめられています。PHS会社のウイルコム社は昨年7月に、全国16万箇所のPHSの基地局を次世代高速無線通信用のものに更新する際に、この基地局にカメラを設置して「広範な定点設置型カメラ・センサネットワーク」を構築する計画を明らかにしました。ウイルコム社は、この計画は「市街地の防犯」や「天候・環境情報の収集」、「リアルタイムな交通状況掌握」などの事業に利用できる」と宣伝していますが、郵便ポストとほぼ同数ある基地局（その多くは市街地に設置）にカメラが設置されるならば、その地域を通行する市民と車両

が本人の承諾なくリアルタイムで撮影・記録され、その映像はネットワーク上に流通することとなります。都市の詳細なパノラマ写真画像を提供している「ストリートビュー」事業にくわえて、この計画がもし実施され、リアルタイムの画像が撮影され、流通させられたならば、「ストリートビュー」事業以上の人権侵害がひきおこされることは必至です。

さらに、警視庁はいま、2010年度の「モデル地区」での試験運用を目指して、「3次元顔形状データベース自動照合システム（顔照合システム）」導入計画を進めています。このシステムは、民間の「防犯カメラ」が撮影した顔画像をリアルタイムで警視庁のコンピュータに送信させ、警視庁が保有しているデータ（手配犯もしくは掌握したい人物の顔写真を立体画像に復元したデータ）と百分の一秒で自動照合するというものです。警視庁は、「官民パートナーシップの確立」と称して、このシステムに民間の「防犯カメラ」を接続しネットワーク化する

ことを企んでいます。

ウイルコム社の計画が実現され、警視庁のこの「顔照合システム」や警察庁のNシステム（自動車ナンバー自動読取システム）とむすびつけられることになれば、誰が・いつ・どこで・誰と・どのように通行したかを掌握できることとなります。まさに「人間Nシステム」そのものです。

私たちは、地図上のある地点を指定すればいつでも道路や住宅の画像を見ることができ、「利便さ」と引き替えに、プライバシーが丸裸にされるような社会を認めることはできません。グーグル社の「ストリートビュー」事業を認めることは、国民一人ひとりの行動が監視下におかれる監視社会化に大きく途を開くものであり、許すことはできません。